

公的部門のデータに関する課題（案）

1. 問題意識

SNAの公的部門の諸計数は、政府消費及び資本形成がGDPを構成しているのみならず、プライマリーバランス等は経済財政政策の策定に不可欠な指標あるいは政策目標になっている。特に近年、歳出・歳入一体改革等政策立案において具体的かつ客観的な政策論議・策定に必要なデータ整備が求められており、また、SNA93の改定（2008年予定）に向けて、概念のアップデートに関しても論点が整理されつつある。このためより精度が高く、かつユーザーのニーズに対応した公的部門の統計作成に向けて検討を行う必要がある。

2. 具体的な課題の事例

- ・ 郵政、道路公団の民営化、政府機関の独立行政法人化等組織の変更
 - ⇒ 支配・所有関係等が複雑なこれら新しい法人に対して格付けの基準・枠組みは現行のままでよいか。また、債権・債務の承継・移転の問題に関して現行の枠組みは適切か、あるいは対応可能か。
- ・ 歳出・歳入一体改革等経済財政政策の議論
 - ⇒ どのような表章項目・費目を設定することが望ましいか。
- ・ 総務省、財務省における公会計整備の検討
 - ⇒ SNAにどのように反映させることができるか。SNAからみて整合性にどのような課題があるか。
- ・ 国際的なマクロ統計の基準に関するアップデート、調和の動き（ex. ESA manual on government deficit and debt(2002 edition)、GFS Manual(2001)等による枠組みの整備、SNA93の改定（2008年予定））
 - ⇒ 新たに採用すべき概念・基準はどのようなものか、またどのような影響が予想されるか。

3. 当面の検討のポイント(案)

SNA93の改定も視野に入れつつ、

- ・ 現行格付けの枠組みの再検討
- ・ SNA93の議論の際には想定されなかった問題の整理（民営化、不良債権、新しい単位等）
- ・ 表章項目の整備・充実（OECD等での国際比較への対応）
- ・ データ公表の早期化の実現可能性 等

4. 審議体制

上記の課題等を調査審議するため、以下の検討委員会を設置する。

○公的部門に関する検討委員会（仮称）

SNA における公的部門のデータに関する概念・表章項目のアップデートについて調査審議を行い、利用者のニーズを反映した勘定整備に資することとする。

(参考)

SNA93 の Rev.1 に向けての政府及び公的部門に関する AEG(注 1)における主な論点

6b(注 2) 中央銀行の産出の配分

93SNA では、中央銀行のサービスは料金、手数料、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）からの収入に基づいて測定することを推奨している。この方法では、極端な正あるいは負の産出の推計値になることもある。このため、1995 年に ISWGNA は次善策として、中央銀行の産出額をそのコストで測定することを各国に認める決定を行った。しかし、ISWGNA は当該方法の含意について更なる指針を示さなかった。再検討により、産出の特性に関して中央銀行が果たす異なる役割の影響、また中央銀行の産出に関連する適正な評価及び配分を明確にすることを目指す。

7 保有利得に係る税

キャピタル・ゲインに係る税は、課税ベース（実現保有利得）が SNA 上の所得の定義に含まれていないものの、所得に係る税として扱われ、所得から控除される。これは代替的な手段を提示すべき矛盾なのか、それとも SNA での現状の扱いを維持すべきか？

25e 政府により支配される非居住者の特別目的事業体（special-purpose entities）

財政上の目的のために政府により外国に設立された非居住者単位は特別な取り扱いをすべきか？

34 公的企業との政府取引：出資及び資本投入からの収入

93SNA 上の準法人企業からの引出しの取扱いは企業からの配当金支払とは異なっている。配当は常に経常利益からの支払とみなされるが、準法人企業からの引出しはそうではない。公的企業はしばしば準法人企業であり、準法人企業に付与される取扱いにより、政府は、政策的理由により毎年引出し形式で運用することが可能となる。SNA ではこのような処理を制限するよう修正すべきか、そうであるならば次のどちらを推奨すべきか。

第 1 の選択肢は、準法人企業の取扱いを、政府の所有者としての資本投入と同様に巨額かつ例外的な支払い（大配当）という観点で、企業の取扱いに一層合わせてしまうことである。

第 2 の選択肢は、公的企業を直接投資企業と同様に扱い、公的企業の再分配収益（又は損失）が政府勘定に発生し、そして企業の持分に再投資される（又はそこから引き出される）とする方法を採用することになる。

35 税収、徴収不能税、税額控除

(a)税の定義及び範囲

93SNAにおける税の定義及び、税の支払とサービスへの支払の区分を明白にする必要があるか。

(b)税の発生主義

93SNAでは、税が発生ベースで評価されるべきについての概念的基礎を説明している。徴収不能税が発生しているとは見なされないことを確保するため、実務的自由度がある程度許容されている。(i)発生したとみなされる時期、及び(ii)発生したと見なされる金額に関する容認できる自由度について一層の厳密さが提示されるべきか？

(c)税額控除

93SNAもGFS Manualも税額控除に関する方針を提示していない。この欠落を正すため、政府税収の控除として記録するか、一部あるいは全額を政府支出として記録するかを選択しなければならない。SNAではどちらを採用すべきか？

36 公的/民間/政府部門の格付け (分類 delineation)

93SNAによると、二つの要因により、企業又は非営利団体は政府によって支配されているか、そして公的部門に区分されるかが決定される。第1の要因は、政府により支配される程度である。非営利団体に関して「主たる出資」という文言についての懸念が表明されてきた。特別目的会社(SPVs)、特にPPPs 或いは証券化関連で設立されたものに関しては、その支配の決定は必ずしも明確になっていない。第2の要因は「経済的に意味のある価格」についてである。この概念の曖昧さに関しても懸念が表明されてきた。売上によりカバーされるべき費用の固定的部分を規定するところまで至らずに当該表現により多くの内容を付すことが可能であろうか？

37 借入保証の付与及び履行

借入保証は経済活動に重要な影響を与えるが、特に政府により行われた場合ではそうである。93SNAは保証を偶発債務として取り扱い、それが履行されるまでは当該保証は記録されない。さらに、履行から生じるフローの扱いは明確でない。保証から生じる債務は保証が付与されたときに認識されるべきか、特に期待将来請求額の合理的な推計値を得ることが可能となった保証に関してはどうか。

(注1) AEG=the Advisory Expert Group

(注2) 各番号は”Full set of provisional recommendations”(44項目)に付されたもの。